

子どもの権利を守る条例の制定に向けたこれまでの検討のまとめ

1 福祉環境委員会での協議(継続中)

(1) 経過

	開催日	主な内容
1回目	R6.10.16	条例制定までの取組について確認 アンケート調査項目の検討
2回目	R6.11.20	本市の子どもを取り巻く状況(各種データ)の共有 「条例制定への共通の思い」、「子どもの権利の基本理念(イメージ)」の共有 論点明示 ・条例制定の考え方(4つの論点) 議論① 論点1 子どもの権利を守る大人の役割と仕組み 論点2 子どもの意見表明・社会参加
3回目	R6.12.10	議論② 論点3 相談と救済 論点4 条例の趣旨を実行する仕組み

(2) 子どもたちの置かれている状況と課題、条例制定への共通の思い

- ① 急速に少子化が進行する中、子どもやその保護者を取り巻く環境は、子育ての孤立感や負担感による児童虐待の発生、格差社会等に起因する子どもの貧困問題など、子どもや保護者にとって子育ての環境の厳しさが増している状況である。
- ② 国はこども家庭庁の創設やこども基本法の制定に続き、「こども未来戦略」や「こども大綱」を策定し、こども真ん中社会を力強く推進するものとしている。
- ③ 本市においても、子どもを「将来を担う」というだけの存在ではなく、ともに「今を生きる市民」として社会の真ん中に据え、社会全体で支えていくためには、子どもの権利をしっかりと守っていく必要があると考える。
- ④ 子どもは単に保護される対象としての存在ではなく、その多様な個性を尊重し、独立した人格として尊重すべき存在。
- ⑤ 本市においては、子どもたちが安心して意見を言うことができ、社会に参加できる機会を増やすために、子どもの声を聴く仕組みや体制を検討するとともに、政策に反映できるように取り組む。
- ⑥ こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していることから、年齢で必要なサポートが途切れることなく、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、社会全体が子どもを支える施策に取り組むこととしている。
- ⑦ 私たち大人や地域が一体となって、それぞれの役割を果たしながら、子どもたちが幸せな状態で成長できる環境を育むことが重要であると同時に、社会全体で子どもの育ちを支えていく機運の醸成を図り、子どもの権利についての意識が市民に定着することが、子どもの最善の利益につながるものと考える。

(3) 長野市が守る子どもの権利の基本理念(イメージ)

4つの 原則

生命、生存および発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)

子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

差別の禁止 (差別のないこと)

こどもの権利条約の4つの原則を基本の考えとし、日本国憲法、こども基本法、児童憲章などを基に長野市としての基本理念を検討する。

(4) 4つの論点

※青字は他市等の取組事例

論点1 子どもの権利を守る大人の役割と仕組み

- 子どもの権利を守る大人の役割(イメージ)
(P5のとおり)

論点2 子どもの意見表明・社会参加

- 子どもの意見が聴かれ、反映されることの意義
- 本市における子どもの声の聴取・反映に関する取組
 - ・こども総合支援センター「あのえっと」
 - ・子どもの体験・学び応援モデル事業のアンケート調査
 - ・みどりのはがき
 - ・子ども議会 等
- 子どもの意見を聴く手法
 - ①継続的な方法
(こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置、審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用 等)
 - ②不定期・スポット的な方法
(ワークショップ、イベント、アンケートの実施 等)

論点3 相談と救済

- 本市における現状での相談と救済(主なもの)
(P7のとおり)
- 相談・救済につなげるための、意見表明を通じ、
子どもの「願い」や「思い」を「かたち」にしていく
取組例
 - ・子どもアドボカシー
 - ・子どもオンブズパーソン
 - ・関係者、関係機関との連携

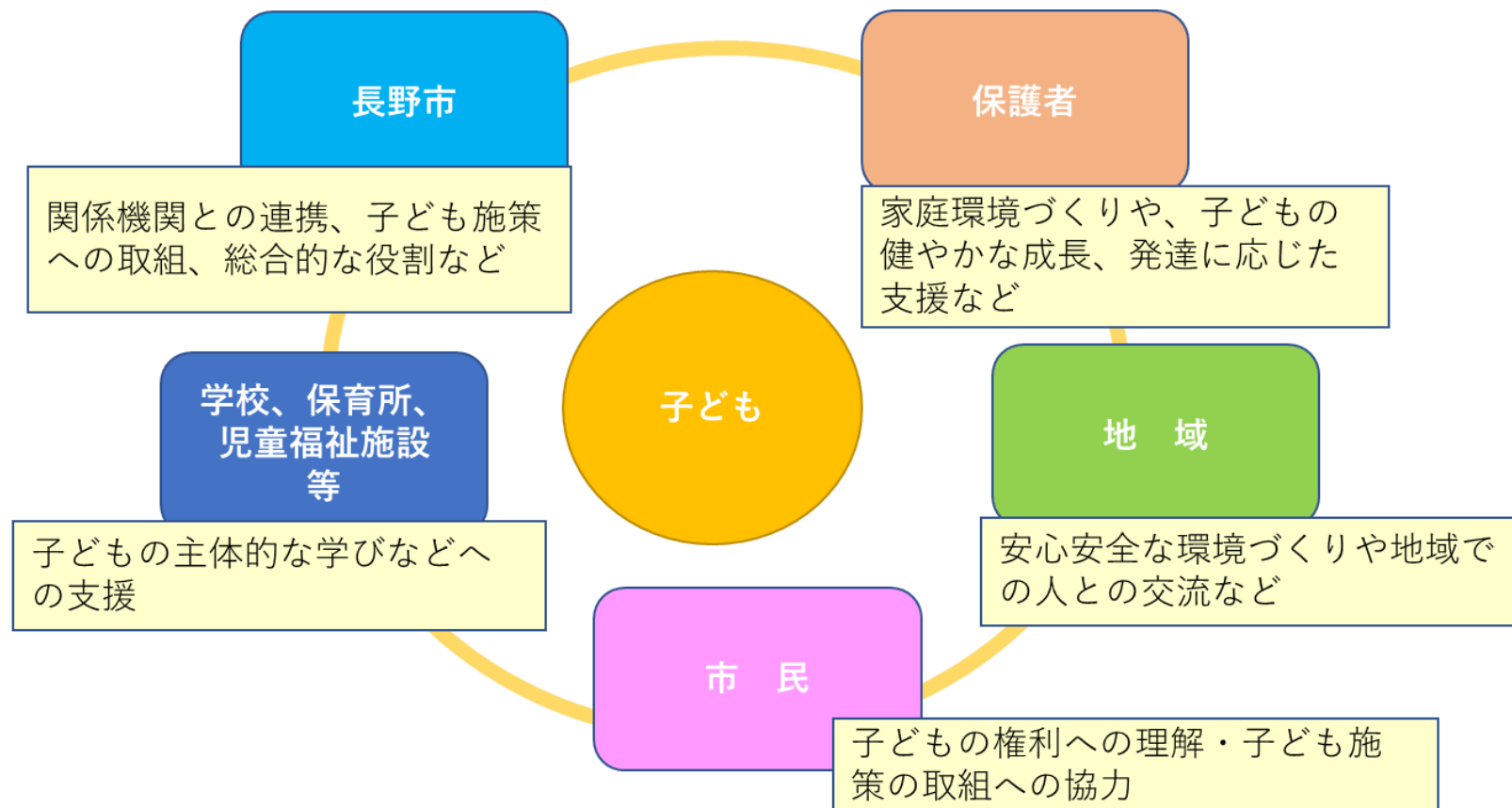
論点4 条例の趣旨を実行する仕組み

- 子どもに関する施策・取組の推進
 - ・関係者・関係機関との連携
(子ども応援プラットフォーム)
 - ・財政上の措置等
 - ・調査、情報収集
 - ・子どもに関する計画の策定
(権利に関する行動計画、こども計画 等)
 - ・子ども施策の検証
(子どもの権利委員会、子ども・子育て会議 等)
- 子どもの権利の普及啓発
 - ・市民、子ども、事業者など子どもの権利の理解促進
(パンフレット・チラシ等による普及啓発、学校等における普及啓発、イベントの実施 等)

(5) 4つの論点についての議論

論点1 子どもの権利を守る大人の役割と仕組み

1 子どもの権利を守る大人の役割（イメージ）



社会全体で子どもの権利を保障し、子どもたちが夢を持ち、希望を持って健やかに成長できるように、様々な立場にある大人が、それぞれの役割を果たせるように連携し、子どもの権利の実現に努めることをイメージ

論点1 子どもの権利を守る大人の役割と仕組み

委員の意見

- 子どもの権利を守るための大人の役割と仕組みは重要である。子どもの権利への理解、子ども施策の取組への協力等の意識を、全市民に対してしっかりと伝えていくことが、大人や行政の役割の一つである。
- 市民一人ひとりが大人の役割の理念を共有していくことが、良い方向に波及する。市民に周知を図ると同時に、理解と共感をしていただけるよう取り組んでもらいたい。
- 学校、保育所、児童福祉施設等は、主体的な学びだけでなく、人格的な成長、運動、心の健康、基本的な社会的なルールを身につける場である。
- こども基本法には、事業主の努力も謳っている。会社の理解が得られずに子どもとの行事に参加できないといったこともあるかもしれない。大人の役割の一つとして事業主の努力も盛り込むべきである。

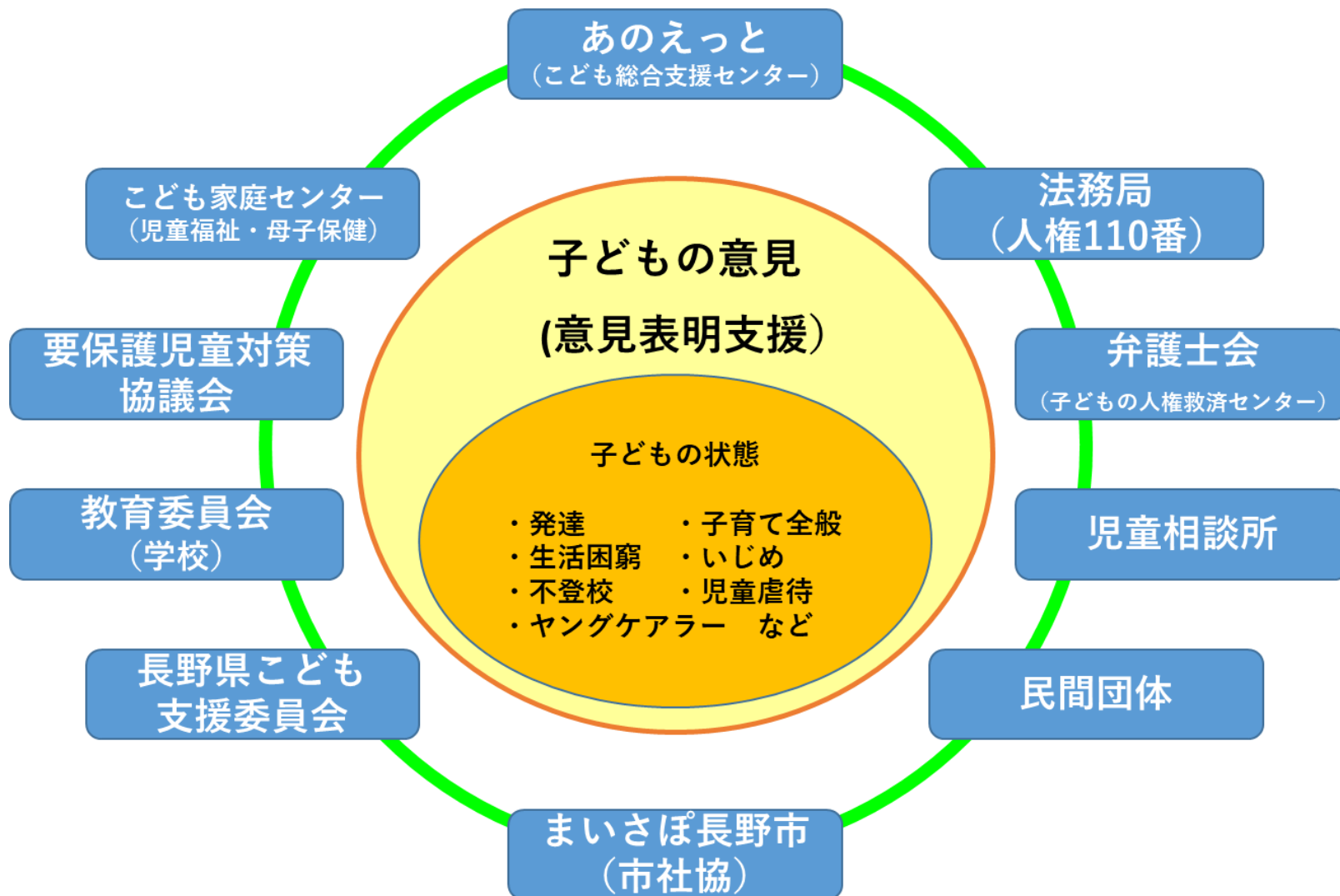
論点2 子どもの意見表明・社会参加

委員の意見

- 意見を言える場をつくっていくことはとても大事なことである。意見を言うことができない子どもたちの声なき声にどう耳を傾けていくかという論点も必要である。
- 大学生から、しゃべる場がないという意見が出された。みんなで声を出して話すような、気軽に集える場所がない。子ども・学生同士の交流の場、自然に集まれる場所、居場所の提供といった視点を行政として持つことを考えてもらいたい。
- 国や自治体に意見を伝えたいと思わない理由に「反映されない」などとある。一方で、意見を伝えたいという子どもが7割近くおり、長野市でも子どもの意見を聴くための、気軽に定期的に参加できるワークショップのような機会の設定が必要である。
- 子ども家庭庁のような登録式による定期的な配信やアンケートなどの仕組みを考えてはどうか。協議会などの単発的なものではなく、このような制度も考えていただきたい。
- 人権を尊重し合うことが基本にあって意見を言いやすい社会になっていくと思われる。
- 大人や地域と一体となることが非常に重要である。子どもの意見を聴く手法として、意見表明に参加していないような子どもからも意見を聴くような場面が地域にあれば嬉しい。

論点3 相談と救済

2 長野市における現状での相談と救済（主なもの）



論点3 相談と救済

委員の意見

- 子どもの意見表明が非常に大事である。障害や発達の子、虐待、不登校などの子どもたちの意見もしっかりと聴き取ることが大事。長野県に意見表明支援事業があるとはいえ、長野市でもそのための体制が必要である。
- 他の自治体では相談や救済のための新たな機関を設置したが中身や連携が伴わない事例があると聞いた。新たな機関の設置ではなく、今ある各機関の更なる連携強化を進めていただきたい。
- 一番は子ども自身の意見を吸い上げることである。ハンデを持った子どもたちの意見もしっかりと聴きながら、救済は、一自治体ではなく連携の中で検討し、進めていけば良い。
- 救済のためのオンブズパーソンを位置付けていただきたい。

論点4 条例の趣旨を実行する仕組み

委員の意見

- こども計画を長野市においても作ることが大切だと感じている。条例を担保するための計画が必要である。
- 条例の推進のためには、様々な機関と連携を深めていくことが重要である。
- 条例の一番の命題は、市民の理解をいかに広げていくのかということである。オンブズパーソンやアドボカシーを考えていく前提として、理解、認知度、認識度を上げ、子どもの権利を守ることが大事である。全ての市民の子どもの権利の理解、認識が大事である。
- 子どもに関するだけでなく、市の全ての施策に子どもの意見を組み込む仕組みを作っていくことが必要である。
- 行政だけでなく、地域のみなさんにも理解していただけるものが必要である。子どもは一緒にまちをつくっていくパートナー、という市民の意識が大事である。そのことにより、自己肯定感が育まれる。

2 当事者や関係者の意見把握

(1) アンケート調査

対象等

子ども

対象	発送数	回答数	回答率
小学1年生～小学3年生	750	414	55.2%
小学4年生～小学6年生	750	367	48.9%
中学1年生～17歳	1,500	624	41.6%
計	3,000	1,405	46.8%

保護者

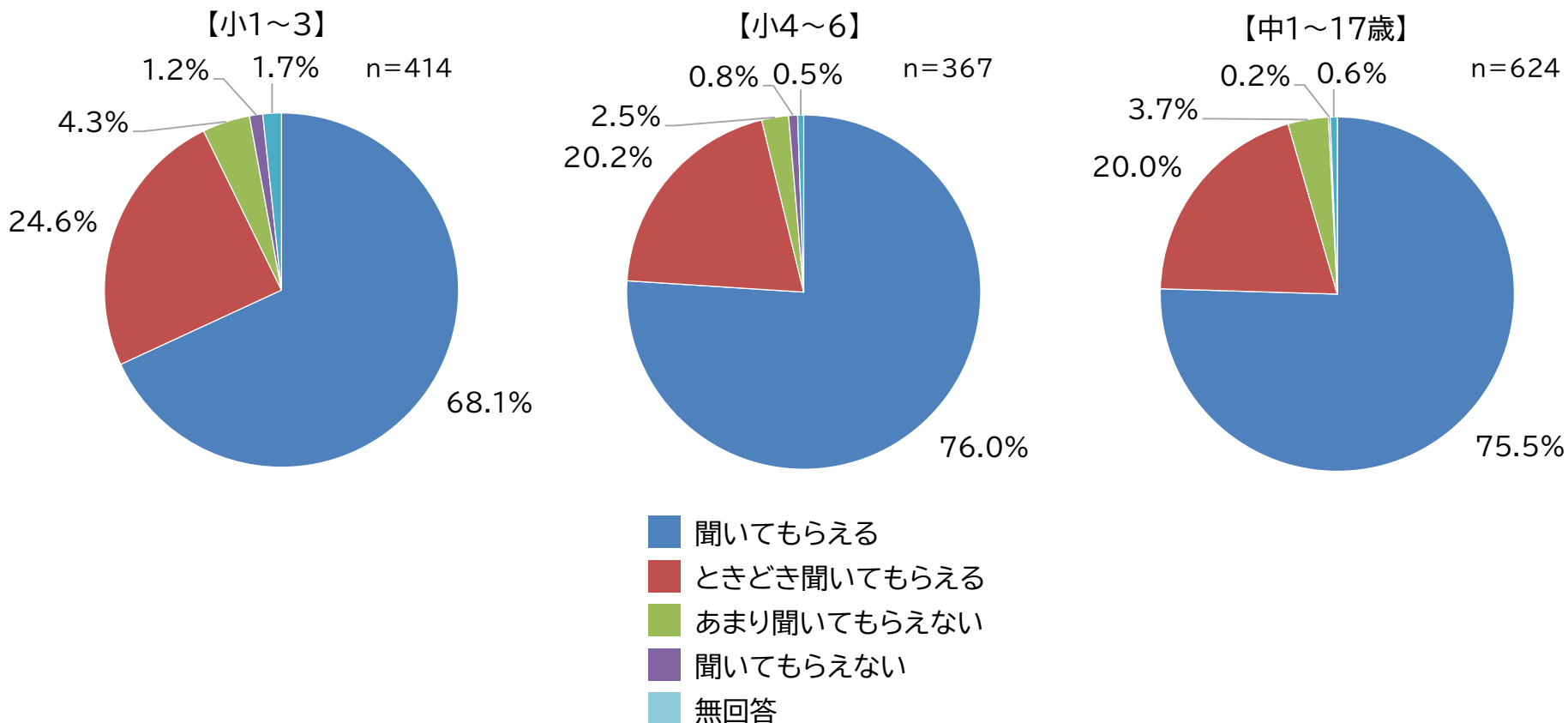
対象		配布数 (配信数)	回答数	回答率
未就学児	【幼稚園・保育園・認定こども園7施設】 古牧東部保育園、なかじょう保育園、青木島保育園、松ヶ丘保育園、加茂保育園、象山保育園、松代幼稚園	約780	286	36.7%※
	【こども広場2施設】 じゃん・けん・ぽん、このゆびとまれ			
小学生	【子どもプラザ・児童センター6施設】 緑ヶ丘子どもプラザ、中条子どもプラザ、青木島子どもプラザ、松ヶ丘子どもプラザ、加茂児童センター、松代花の丸児童センター	463	177	38.2%
計		約1,240	463	37.3%※

※ 未就学児は配布数が概数であるため参考値

子どもの状況(一部抜粋)

● 家でおとなに意見を聞いてもらえるか

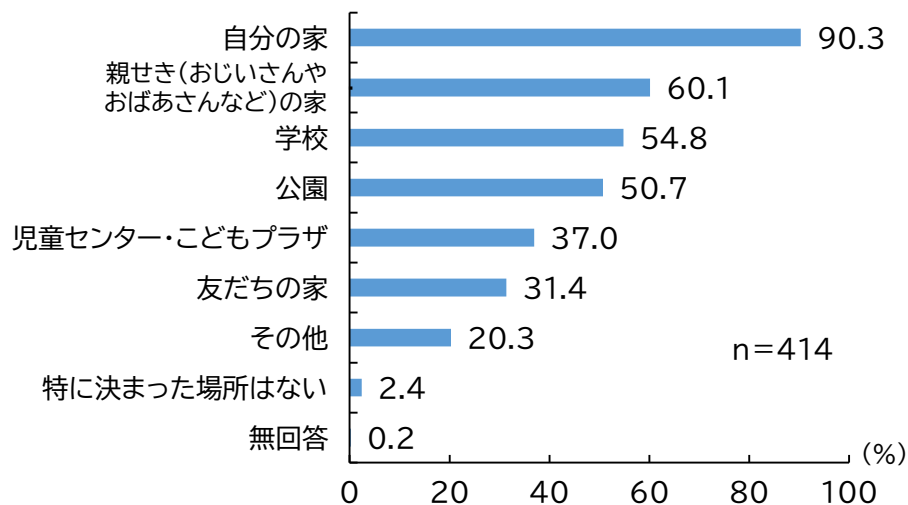
家でおとなに意見を「聞いてもらえる」と回答した割合は、小1～3で68.1%、小4～6で76.0%、中1～17歳で75.5%となっている。「あまり聞いてもらえない」・「聞いてもらえない」を合わせた割合は、それぞれ5.5%、3.3%、3.9%となっている。



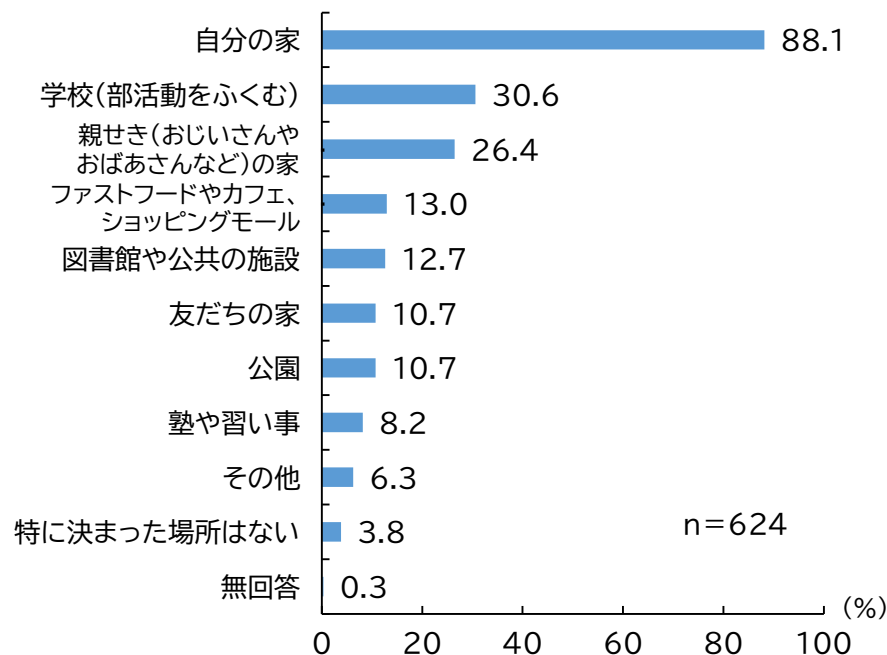
● 落ち着く場所や好きな場所

落ち着く場所や好きな場所は、小1～3、小4～6、中1～17歳いずれも「自分の家」の割合が9割前後と最も高く、親せきの家、学校が上位となっている。

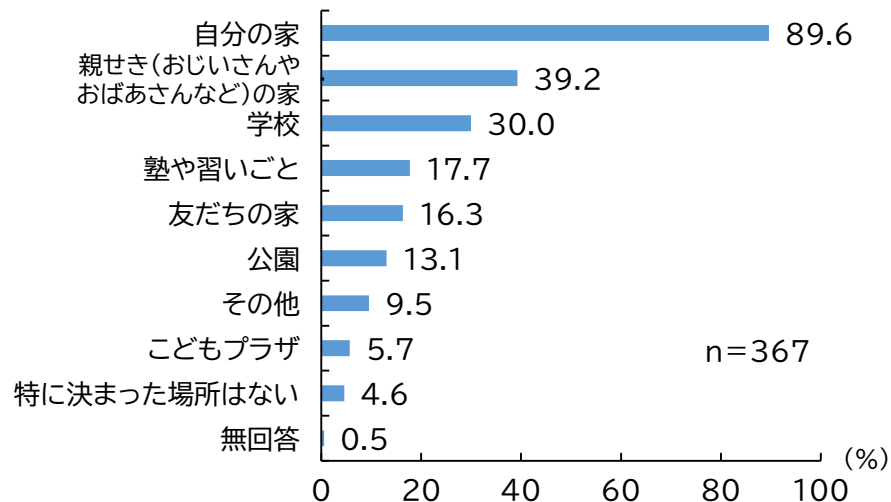
【小1～3】



【中1～17歳】

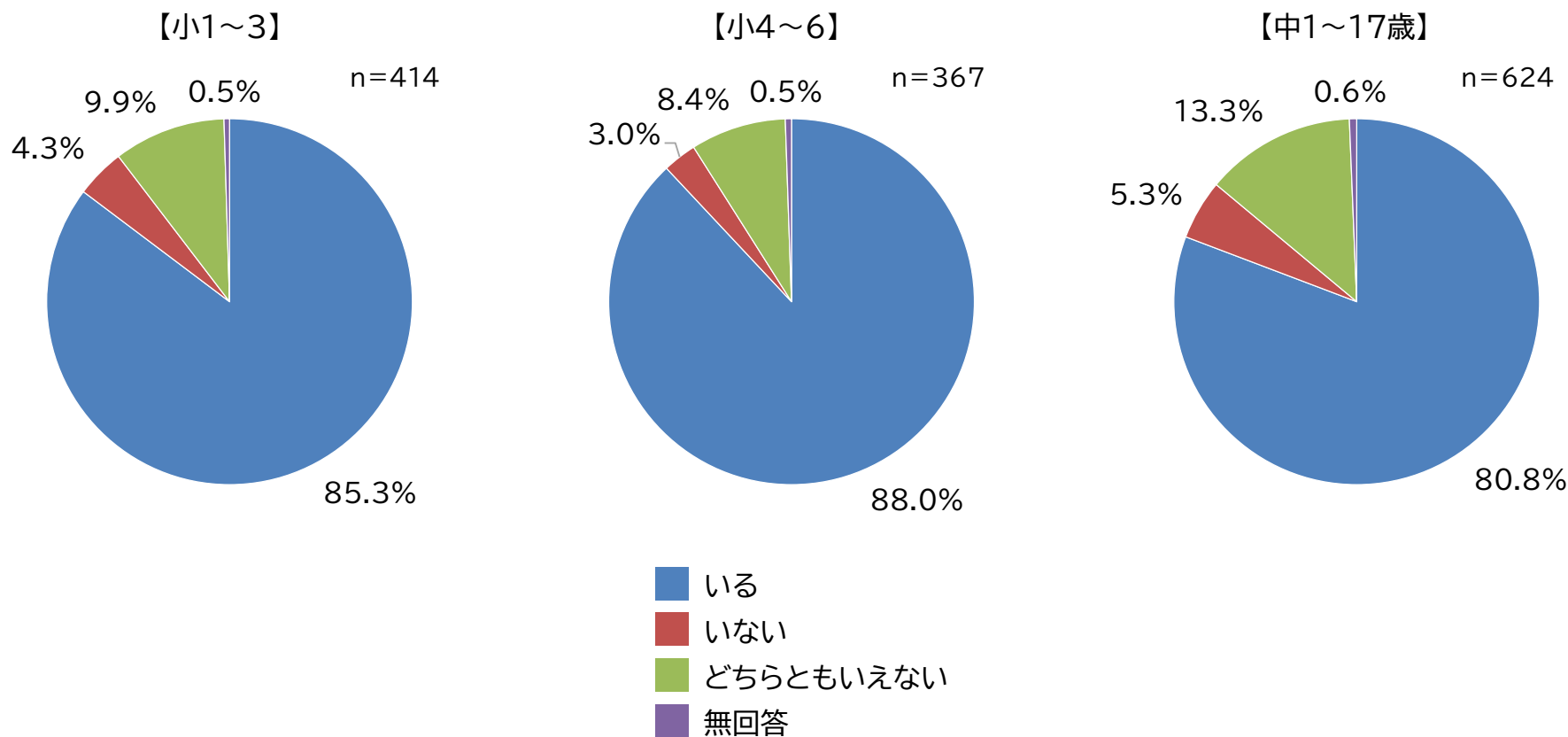


【小4～6】



● 悩みごとや困りごとの相談相手

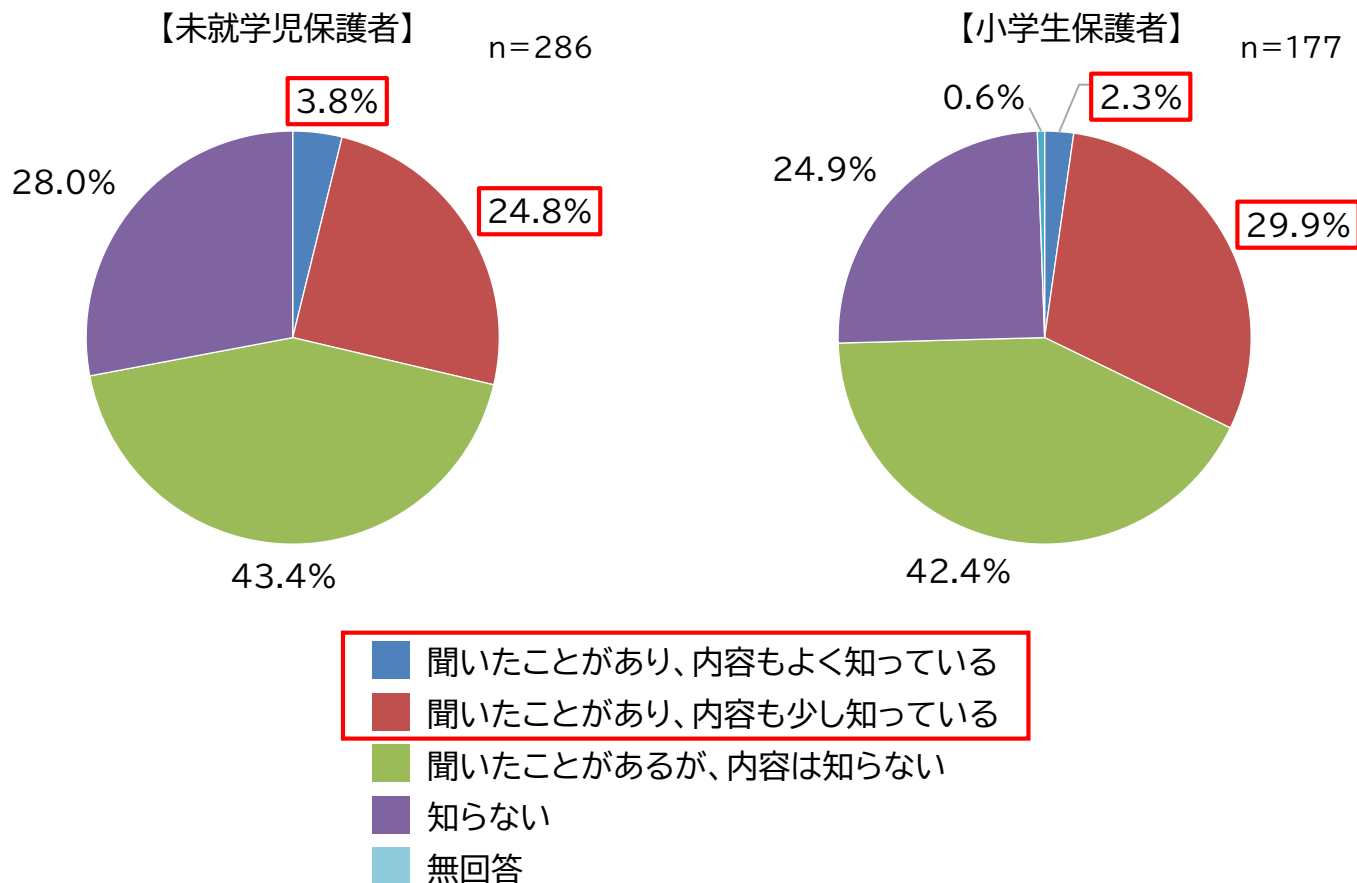
悩みごとや困りごとを相談できる人が「いない」という割合は、小1～3で4.3%、小4～6で3.0%、中1～17歳で5.3%となっている。中1～17歳では他と比べて「いる」の割合が低く、「どちらともいえない」の割合が高くなっている。



保護者の状況(一部抜粋)

●「子どもの権利条約」の認知状況

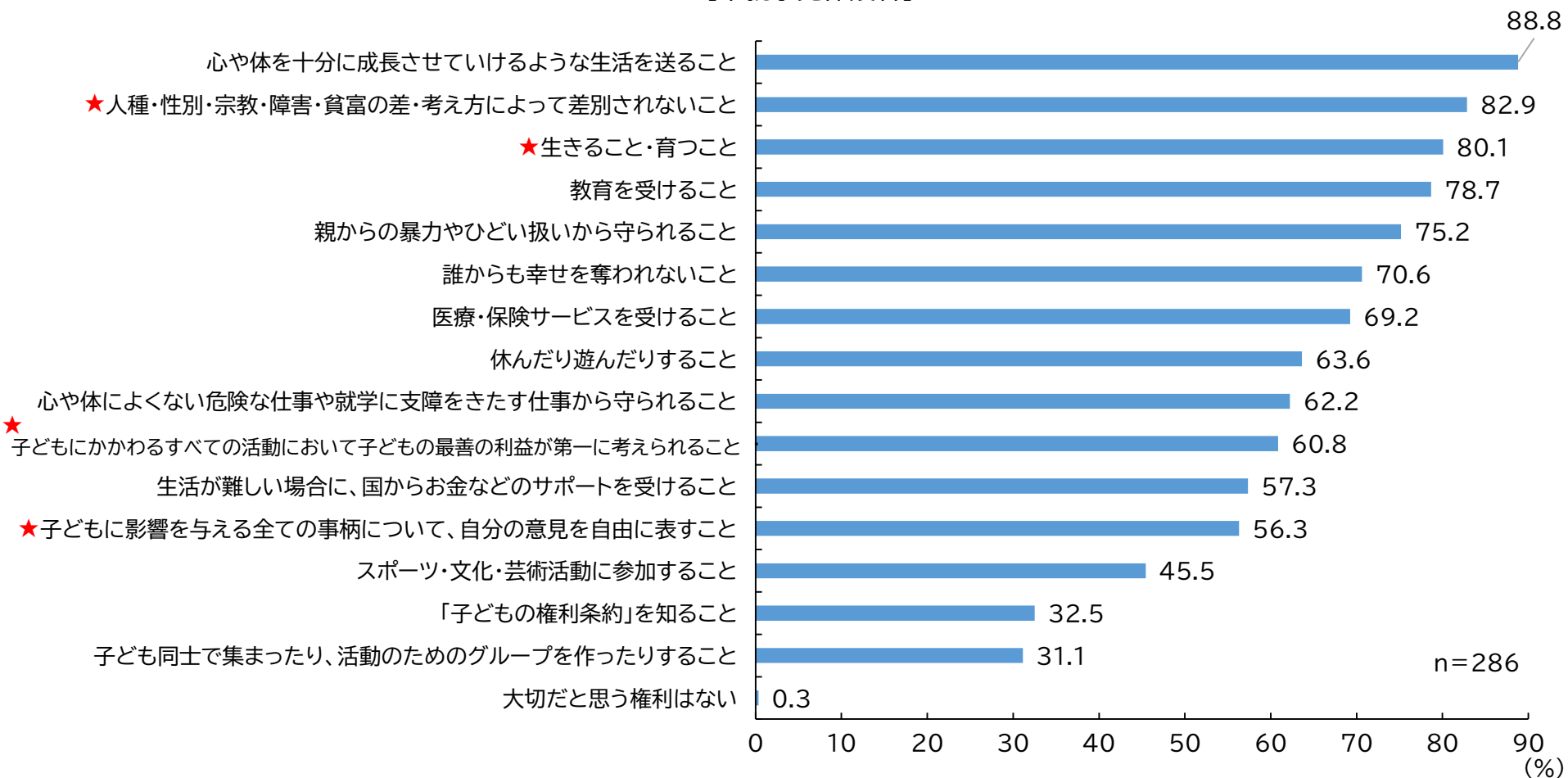
子どもの権利条約を「知っている」保護者の割合(赤枠の計)は、未就学児で28.6%、小学生で32.2%で、いずれも「聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が最も高い。



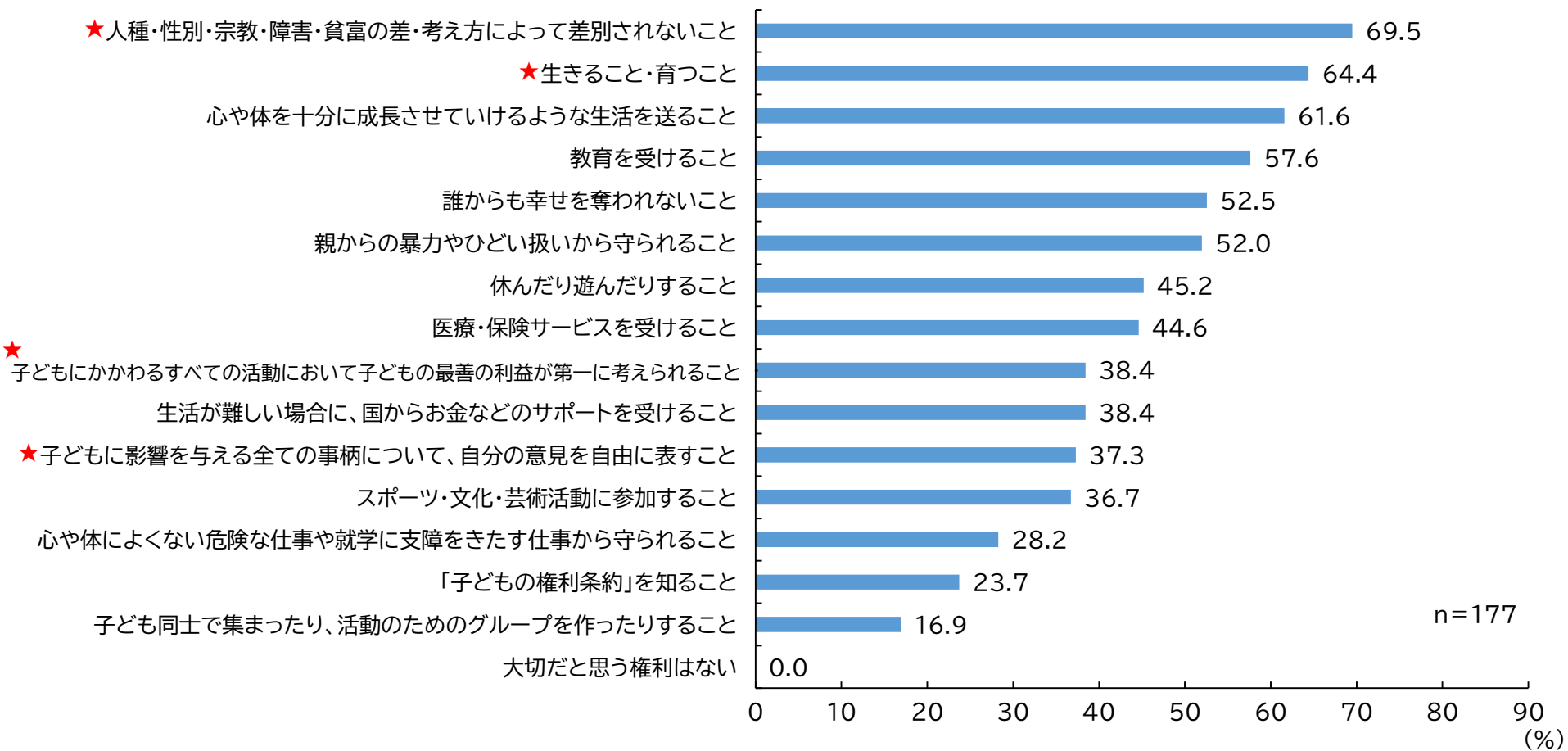
● 子どもの権利のうち、大切だと思う項目

未就学児・小学生ともに、子どもの権利条約の4原則(★印)のうち「差別の禁止」、「生命、生存および発達に対する権利」のほか、「生活水準の確保」、「教育を受ける権利」等が上位となっている。

【未就学児保護者】



【小学生保護者】



(2) ワークショップ

対象等

小学生

施設	学年	人数
緑ヶ丘子どもプラザ	1～4年生	13人
中条子どもプラザ	1～6年生	15人
青木島子どもプラザ	3～6年生	13人
松ヶ丘子どもプラザ	4～6年生	15人
加茂児童センター	1～3年生	12人
松代花の丸児童センター	1～3年生	15人
計	—	83人

方法

・子どもの権利に関するすごろくを使用して権利について学び、自分の生活に結び付けて普段の生活で疑問に感じることを出し合う。

中学生
高校生

学校等	学年	人数
市立長野中学校	中学3年生	70人
第一学院高等学校	中学3年生 高校1・2年生	1人 12人
市内高校生	高校1～2年生	4人
市立長野高等学校	高校2年生	74人
つくば開成学園高等学校※	高校1～3年生	47人
市内高校生※	高校1～2年生	14人
計	—	中学生71人 高校生151人

方法（次のいずれかを実施）

・子どもの権利についての授業を踏まえ、子どもの権利についての意見・提案を発表する。

・子どもの権利条約の条項が書かれたカードや子どもの権利に関するすごろくを使用して権利について学び、疑問に思う事例の解消方法を考える。

・条約の条項のうち守られていないと思う権利について、どのようなしたらそれを解決できるか考える。

・「哲学対話」を通じて日常の中で感じる疑問について考え、権利とのつながりを考える。

※アンケート形式で実施

小学生の意見

子どもの意見の4つの分類

- 学校・子どもプラザ
- 友達
- 家族・家庭
- 社会(地域)

普段の生活で疑問に思うこと

- ・教室の席を好きに決められない。
- ・学校であまり意見が言えない。
- ・あまり食べられない子にむりやり食べさせようとしないう方がいい。
- ・プラザで遊ぶ時間を決められている。
- ・先生は大切な話のときに限って待つと言う。
- ・嫌なあだ名で笑いながら呼ばれて嫌だと言ったらまた笑われた。
- ・友だちと遊びたかったただけなのに、仲間外れにされた。
- ・家で手伝いをしようと思ったら「やらなくていい」と言われた。
- ・親が私の話をぜんぜん聞かない。
- ・「美容院の店員さんになりたい」と言ったら反対された。
- ・何から何まで親が買ってくる。ノートや鉛筆を自分で選ばない。
- ・ゲームと勉強を平等にしてほしい

等

中学生の意見

意見の中から出たキーワード

- 相談しやすさ
- 事業所の役割
- 地域の役割
- 居場所、経験・体験
- 子どもの育ち、健康
- いじめ・差別の防止 など

子どもの権利についての意見・提案

- ・相談したことで大ごとになってほしくない。友人感覚で小規模なところで相談できるような相談先があるといい。
- ・悩んでいる人は、相談していることを他人に見られたくなかったり、電話で相談しているところを親に聞かれたくない。
- ・親と子の関わる時間を増やすために、職場での労働時間を工夫するよう要請するとか、親への配慮のようなことを言ってほしい。
- ・公園の利用がルールによって制限されることで、様々な経験や体験をする場所が減っている。
- ・子どもが遊べる屋内施設などを無償化してほしい。
- ・いじめは、いじめられている人もだが、いじめている側のサポートを充実させてほしい。

等

高校生の意見

意見の中から出たキーワード

- いじめ・差別の防止
- 意見の尊重、意見の表明
- 個人情報・プライバシーの保護
- 休む権利
- 正しい情報
- 教育を受ける権利
- 安全・安心な環境
- 子どもの育ち
- 教育の目的
- 大人の責務
- 虐待、暴力からの保護
- 障害 など

守られていないと思う権利、背景とその解決方法

- ・差別の禁止
 - 孤独になってしまう、知る権利が男女平等でない
 - ⇒いじめを見たら解決できる大人に言う、自我を持ち他人に流されない
- ・意見を表す権利
 - 全員の前では意見が言いづらい
 - ⇒友達の意見を尊重する
- ・プライバシー・名誉の保護
 - SNSを通じての誹謗中傷、個人情報の特定が絶えず、された側が傷つく
 - ⇒自分や人の個人情報をネットに載せない、SNS利用の知識を付ける、親と共有する
- ・休み、遊ぶ権利
 - 部活と課題が多すぎて自分の時間がない
 - ⇒休みを作ってほしいと訴える、やりたいことの優先順位をつける
- ・適切な情報の入手
 - フェイクニュースが増え正しい情報が入手できない
 - ⇒情報を鵜呑みにしない
- ・教育を受ける権利
 - 上の学校に進みたくてもみんなにそのチャンスがない
 - ⇒積極的に大人を頼る

等

(3) 専門家及び子育て関係団体等からのヒアリング

ヒアリング先

区分	ヒアリング先
専門家 2者	医師(小児科医)
	弁護士
関係者 8団体	児童発達支援センター「にじいろキッズらいふ」
	NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト
	長野市PTA連合会
	ブルースカイ(登校拒否を考える親と子の会)
	市立小学校(長野上水内校長会)
	長野市民生委員児童委員協議会児童母子(父子)福祉部会※
	長野市美和荘※
	松代福祉寮※

※アンケート形式で実施

主な意見

① 子どもの意見表明について(オンブズパーソン含む)

- 自ら意見を言わないことも意思表示の一つとも考えられる。意思表示ができるにも関わらず意思表示をしない子どもについては、時間をかけて信頼を築く、普段の生活の中からコミュニケーションを取る工夫をする。
- 子どもの声が相談機関などにしっかりと届き、解決に向けて取り組まれているのか、確認をして初めて、アドボカシーといえるのではないか。
- オンブズパーソンについては、他の機関とのすみわけが難しい。学校でのいじめなどに介入することで混乱する可能性もある。介入要件等を定めておく必要がある。
- 大人の役割は、子どもの意見に共感し、整理することができることである。
- 発言そのものでなく、その言葉の意味することや背景まで共有できる仕組みづくりを望む。
- 子どもの意見を聴くことはとても大事だが、子どもに負担感があるような意見表明のあり方や、意見を言う機会の設定の仕方はよくない。
- 子どもの声なき声を聴くには、専門家との連携が必要なこともある。
- 子ども同士のトラブルを、「子どもの成長過程でのトラブル」として対応しようとしたものが、オンブズパーソンなどの専門家の介入により、子ども同士の問題から大人同士の問題になる場合がある。

②「大人」、「家庭」、「子ども」について

- 大人の意識、地域の意識、学校などでの意識、子どもを取り巻く環境が変わらないと、子どもの権利を尊重した社会にはつながらないのではないか。
- 保護者は、子どもは周囲に合わせなくてはいけないと考えている。
- 子どもが置きざりにされているケースがある。保護者の意見が、子どもが求めているものとは異なることもある。
- 保護者の関わりは大きいと思うが、子どもと関わる時間が減っている。
- 抱えている問題や悩みを誰に打ち明けていいのかわからない子どもが増えている。保護者も、ネット社会で、不正確で一時的な対応が示された情報に誤って振り回されている。

③連携について

- 発達を含めたプラットフォームが必要である。
- 子育て中の保護者が子育てで休みが取りづらいなど、企業の理解も必要である。
- 福祉を含めた話し合いの場が必要である。
- 行政の担当は、異動で職員が変わるため、子どもに関わる団体職員などと情報共有の行き違いがある。連携をしっかりとる必要がある。
- 高校生からのサポートが市では見当たらない。

④ 地域・社会について(居場所)

- 子どもたちにとっての居場所は、「地域」である。
- 子どもに無関心だと、子どもがうるさい存在になる。あなたの権利も、子どもの権利も大事であるということを、すり合わせていくことが話し合いになっていく。子どもに関係ない人、関心ない人が関わるようにしていけばよいのではないか。
- 家庭、地域の中での子どもの役割が減っていて、必要とされている存在であることを実感する機会が少ない。

⑤ その他

- 社会の中で生きているため、社会のマナーなどを身に着ける中で、権利を行使することが大切ではないか。
- 大切にされ、信頼され、心配され、期待される経験が必要である。
- 実効性のあるものにしてほしい。
- 相手の立場とか、自分の言った言葉がどのように相手に受け取られるのかということを考えられるような子どもになってほしい。大人でも、これを言えば相手はどう思うかという意識が欠落している。
- 失敗体験を含め、様々な経験や体験を積み重ねさせてあげられることが子どもの育ちには必要である。